

「県土整備部が所管する建設コンサルタント業務等における

ウィークリースタンスの推進に係る行動方針」

～ 意識づけと心がけから始めよう ～

1. 背景

サービス業に位置づけされる建設コンサルタント業務等では、「働き方改革関連法」において、5年の猶予（経過措置）が認められていないため、平成31年4月に同法が施行されると同時に、時間外労働について罰則付き上限規制（一般則）の適用を受けることになる。

関係団体からの強い要望を受け、県土整備部としては、意識的に業務環境の改善を図ることにより、業界が取り組んでいる‘待ったなし’の働き方改革をバックアップしていく必要がある。

2. 目的

受発注者間において、建設コンサルタント業務等の履行に際し、双方の協働により業務環境を改善することで、より一層の業務の円滑化と品質の向上に努めることを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待するものである。

3. 対象業務

平成31年4月1日以降に実施する建設コンサルタント業務等及び技術補助業務（ただし除雪業務、維持修繕業務等は除く）

4. 取組み内容

(I) 意識付け行動

- ◆各所属の取組み： ①朝礼等における継続的な啓発
②三角柱の掲示
③「ゼロにし隊」リーフレットの掲示 など
- ◆各個人の取組み： 一人一台 PC へ備忘文の貼付 など

(II) 実践行動

- ◆打合せ時間
 - ・午後4時以降の打合せは行わない。
(受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。)
- ◆作業依頼
 - ・作業内容に見合った作業期間を確保する。《重点項目》
 - ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。《重点項目》
 - ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。
 - ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

※設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

建設コンサルタント職員の 残業時間は深刻な状況

— 業務成果品の納期は3月に集中 —

「働き方改革」の動き

現行労働基準法

＜残業時間上限規制(現行)＞

【原則】45時間/月かつ
360時間/年
(法定休日出勤残業時間:対象外)

【特例】労使協定を締結することで上限に
関する法規制はなし

改正労働基準法

「働き方改革関連法案」
(2018/7/6 公布)

＜残業時間上限規制＞

【原則】45時間/月かつ
360時間/年

【特例】720時間/年かつ

- ① 2～6ヶ月平均で80時間/月以内
- ② 単月では100時間/月未満
(法定休日出勤残業時間含める)

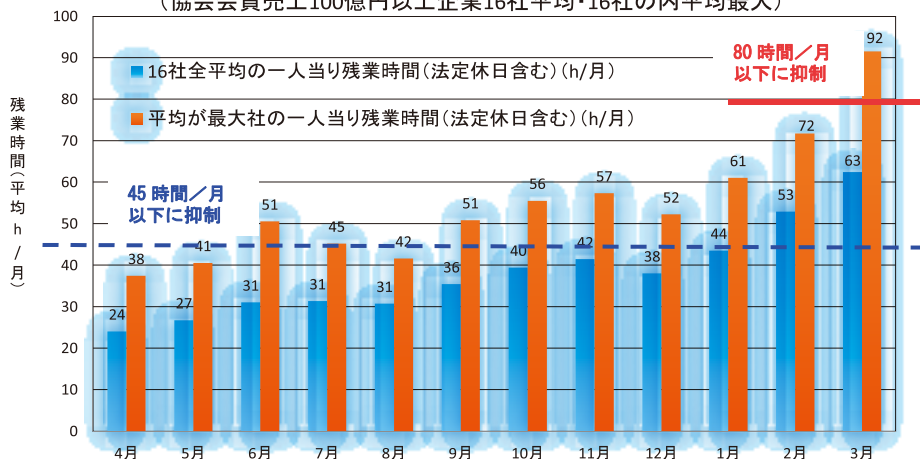
建設コンサルタントにおける
施行は、2019/4/1
(「サービス業」なので猶予なし)

上限規制を超えると企業に罰則
(6ヶ月以下の懲役 or
30万円以下の罰金)

建設コンサルタントの
「働き方改革」は待ったなし

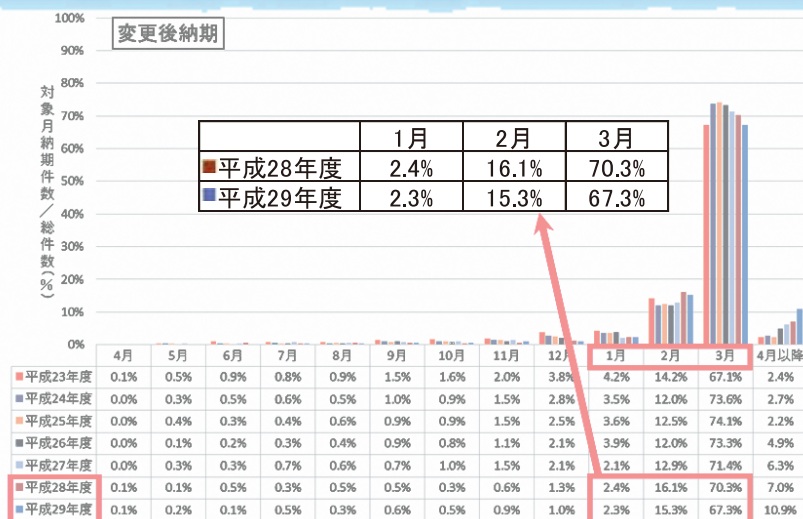
月別残業時間の実態

月別の一人当り残業時間(平均)の実態
(協会会員売上100億円以上企業16社平均・16社の内平均最大)



すべての建設コンサルタント職員の残業時間を、
通常では45時間/月以下、年度末の2月・3月でも
平均80時間/月以下に抑える必要があります

変更後納期月の実態(年度別の納期比率)【全地整】



業務成果品の納期は、圧倒的に3月へ集中している
現状があります

国債、翌債・繰越の活用、早期発注により
3月に集中する納期の分散をお願いします

突発的な作業依頼が建設コンサルタント職員のワークライフバランスを壊しています

ワークライフバランスの問題点と対策

【問題点】

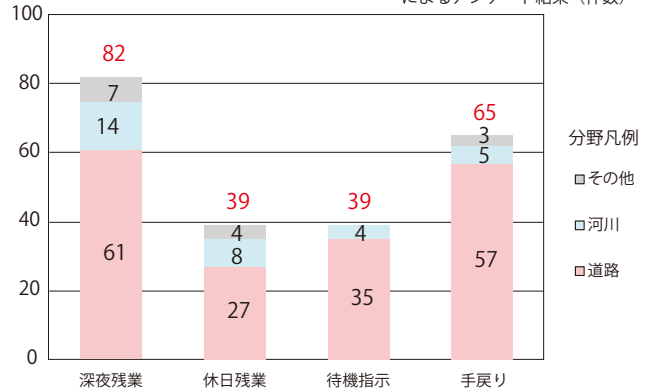
- ①突発的または提出期限が短い作業依頼への対応により日々の残業時間の増加、休日出勤等が発生
- ②計画系業務においては、突発的な作業依頼により深夜残業等の課題が発生し、就業環境が悪化（調査数856業務中108業務で発生：13%）
- ③受発注者共通認識の下での、的確かつメリハリある業務遂行・管理が不十分

【対策】

- ①受発注者協働による**ウィークリースタンス**（ノー残業デー含む）の**全業務への適用及び自治体を含めた展開**
- ②**待機指示、深夜・休日勤務の削減**（課題のある計画系業務にもウィークリースタンスの適用等）
- ③業務スケジュール管理表を用いた**工程管理、ワンデーレスポンスの実施等の徹底**

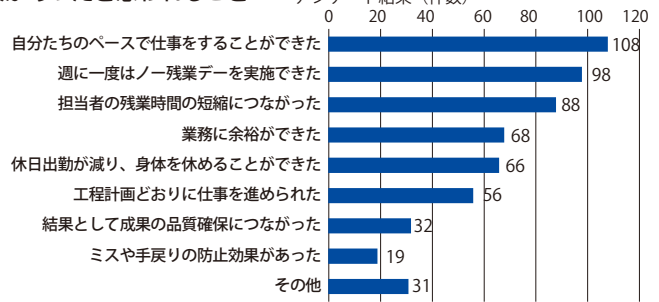
突発的な作業依頼により、深夜残業、休日出勤、待機指示等が発生しています

計画系業務での課題の発生件数（分野別）※課題発生108業務における複数回答によるアンケート結果（件数）



ウィークリースタンスの取り組みは、建設コンサルタント職員にとって効果があります

効果があつたと思われること ※対象354業務の管理技術者の複数回答によるアンケート結果（件数）



（参考）ウィークリースタンス 【中部地整における取り組み】

設計業務等の業務環境改善 実施要領（試行） H30年度継続 国土交通省

平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行を実施

■業務の初回打合せ時の対応

以下の設定項目（例）について、受発注者相互で、確認・調整のうえ、詳細な内容を設定し、**議事録に記録**する。

【設定項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- (3) 16時以降の打合せは行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- (6) **業務工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有**する

※上記には、至急の資料作成等、緊急性を有するやむを得ない内容を含む業務対応についても、対処方法について双方で確認する。

■業務完了後に記録様式を提出

業務完了後、2週間以内に、発注者・受注者それぞれから「記録様式」を技術管理課まで直接メール提出する。

※平成30年度の記録様式の提出は、土木関係建コン業務に加え、測量業務、地質調査業務を追加。



ウィークリースタンスの取り組みの強化をお願いします
“建設コンサルタント職員が計画的に仕事を進めることができ、ワークライフバランスに寄与し、品質も向上します”